

弘前労働基準監督署発表
令和7年3月4日（火）

令和7年3月4日
【照会先】
弘前労働基準監督署
署長 山脇 雅史
○監督課長 武田 壘
(電話) 0172-33-6411

報道関係者 各位

労働基準法違反容疑で書類送検

～ 違法な長時間労働を行わせた疑い～

弘前労働基準監督署（署長 山脇 雅史）は、本日、株式会社 apple line ほか1名を労働基準法違反の疑いで青森地方検察庁弘前支部に書類送検しました。

【事件の概要】

被疑者は、労働者2名（トラック運転者）に、36協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせた疑い。

1 被疑者

（1）株式会社 apple line（かぶしきがいしゃあっぷるらいん）ほか1名
所在地：青森県弘前市大字早稲田

2 違反条文

被疑者株式会社 apple line ほか1名ともに、労働基準法違反
同法第32条第1項（労働時間）
同法第32条第2項（労働時間）
同法第119条第1号（罰則）
同法第121条第1項（両罰規定）

3 被疑内容

労働基準法は、1週40時間、1日8時間の法定労働時間を定めた上で、労使間の「時間外労働及び休日労働に関する協定」、いわゆる36協定により、労働者に対し、36協定で定めた延長時間まで時間外労働を行わせることを認めています。

被疑者は、36協定で定めた延長時間を超えて労働させてはならないのに、労働者2名（トラック運転者）に対し、36協定で定めた1日及び1か月の延長時間を超えて時間外労働を行わせたものです。

4 その他

過重な長時間労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。

このため、働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律で規定されるなど、国をあげて長時間労働の抑制等の取組みを行っています。

当署においては、今後も違法な長時間労働を行わせる事業主に対しては、厳正なる態度で対処していく方針です。

【参照条文】

○労働基準法

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(第2項～第11項 略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(第2号～第4号 略)

(両罰規定)

第二百一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。

(第1項ただし書～第2項 略)